

被災した住宅等への支援

1. 災害救助法における応急修理

生活するための最低限の応急的な修理を助成する制度です。修理にかかる費用は町が直接修理業者に支払います。

▼対象者／罹災証明により「準半壊以上」と判断された住居（全壊をのぞく）

▼補助額／・半壊：71万7千円以内
・準半壊：34万8千円以内

▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎(32) 0155

2. 舟形町独自 被災住宅等補助事業

住宅等の応急修理、被災した家電等の更新を行う被災者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

▼対象経費／罹災証明を受けた世帯の「家電・住居・小屋・店舗」等の修繕、更新費

▼補助額／・住居、小屋：補助対象費用の9/10に相当する額（上限70万円）
・店舗：補助対象費用の9/10に相当する額（上限100万円）
※半壊以上の世帯の家電については補助率10/10

▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎(32) 0155

3. 山形県被災者生活再建支援事業

住宅に著しい被害を受けた被災者の生活の安定に役立てるため、県と市町村が連携して生活再建のための支援金を支給します。

▼対象者／罹災証明により、住宅が「全壊」、「大規模半壊、中規模半壊」等と判断された世帯

▼補助額／・全壊：基礎支援金75万円～100万円＋加算支援金37万5千円～200万円
・大規模半壊：基礎支援金37万5千円～50万円＋加算支援金37万5千円～200万円
・中規模半壊：基礎支援金なし、加算支援金18.75万円～100万円

▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎(32) 0155

4. 山形県災害見舞金

県から災害により被害を受けた世帯に見舞金が交付されます。

▼対象者／罹災証明等により、住居が「中規模半壊」、「半壊」、「一部破損※1」、「床上浸水※2」と判断された世帯

※1 水害による土砂災害により被害が生じた場合のみ対象。

※2 水害により住家に被害が生じた場合のみ対象。

▼見舞金額／中規模半壊、半壊：20万円以内

一部破損または床上浸水：10万円以内

▼その他／交付対象者には県から連絡がありますので、申請手続きは不要です。

▼問い合わせ／舟形町住民税務課危機管理室 ☎(32) 0155

町民の皆様へ



7月25日からの豪雨によって被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。
被災された皆様が一日でも早く元の暮らしを取り戻されますよう、町独自の支援策と国や県の支援策を合わせて、必要な対策に取り組みまいります。町民の皆様には、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

舟形町災害対策本部

舟形町長 森 富広

本部長

舟形町の被災者支援

町独自の支援策を含め、国や県等と連携して、被災された方への支援を行います。現在の主な支援策は次のとおりです。（9月27日現在の支援策です）

町補正予算総額 **22億1,223万円**

※8月5日、30日補正予算措置

○被災住宅等災害復旧支援事業	5,982万円
○公共土木施設の災害復旧事業	9億4,622万円
○農地・農業用施設の災害復旧事業（農道・水路・揚水機等）	8億9,400万円
○農業用施設災害復旧支援事業（パイプハウス、農機具等）	1,793万円
○水産施設災害復旧支援事業	487万円
○公共施設等の災害復旧事業（河川公園、温泉グラウンド等）	1億3,600万円
○水道施設の災害復旧事業	478万円
○下水道施設の災害復旧事業	1億2,010万円
○林道施設災害復旧事業	650万円
○鉱害復旧事業	2,200万円

令和6年7月25日の大雨災害への支援情報等を掲載しています。



▲災害に関する情報
（舟形町ホームページ）



▲令和6年7月25日からの大雨に関する情報
（山形県ホームページ）

▼問い合わせ／舟形町災害対策本部 ☎(32) 0155

災害からの復興に向けて

令和6年7月25日からの大雨災害